

第1 総則

1 指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の一の場所

危険物の貯蔵及び取扱いの場所は、原則1工程又は1棟において規制するものである（昭和37年4月6日自消丙予発第44号 消防庁予防課長）が、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の一の場所として規制する範囲（以下「一の場所」という。）については、次に定めるところによる。

(1) 屋外の場合

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

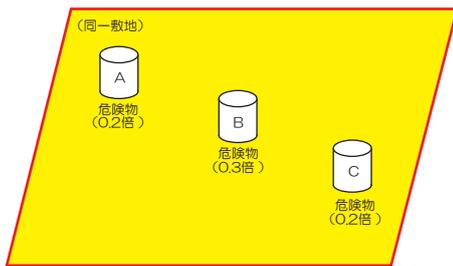
原則として、同一敷地の危険物を合算（第1-1図）する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれを一の場所とすることができる。

なお、同一敷地において危険物を容器で貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵又は取扱いに支障のない範囲で同一箇所に集積すること。

(ア) 施設相互が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合（第1-2図）

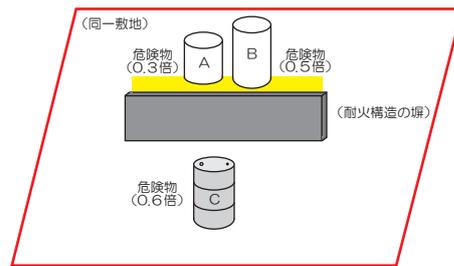
(イ) 他の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所との間にそれぞれ3m以上の空地が確保されている場合（第1-3図）

なお、設備の構造が「さいたま市消防局キュービクル式変電設備等の基準」（平成14年12月1日通達第7号。）に適合するものについては、空地を相互に重複することができる（第1-4図）



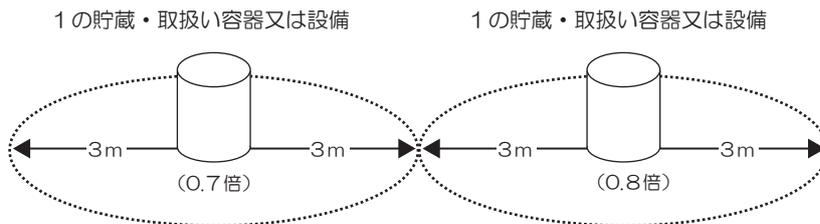
A、B及びCを合算する。(0.7倍)

第1-1図



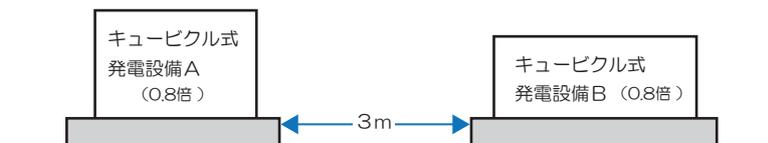
A及びBを合算する。(0.8倍)

第1-2図



第1-3図

発電設備 A、Bそれぞれを一の場所とすることができる。

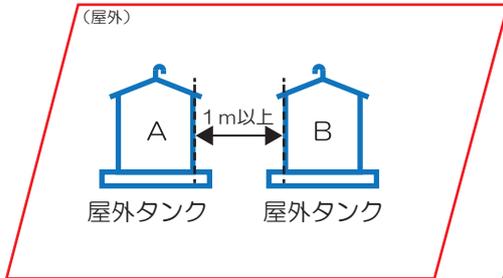


空地は重複することができるものとする。

第1-4図

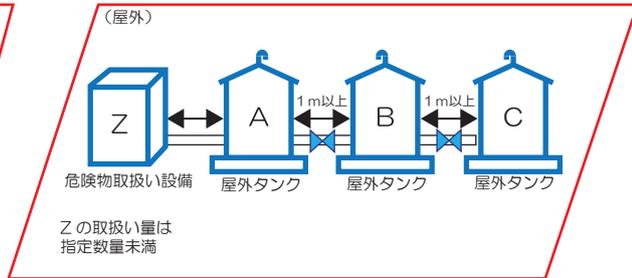
イ タンク（地下タンクを除く）により貯蔵し、又は取り扱う場合
タンクごとに一の場所とする。

なお、タンクを複数設置する場合、他の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの空地（条例第43条第2項第1号に定める空地）を相互に重複できるものとする（第1-5図）。危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを配管で複数接続する場合も同様とする（第1-6図）。



A、Bはそれぞれを一の場所とする。

第1-5図



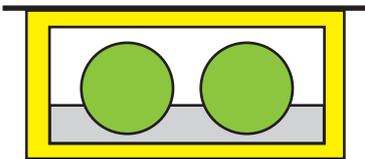
A（Z含む）、B及びCはそれぞれを一の場所とする。

第1-6図

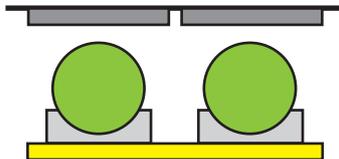
ウ 地下タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

タンクごとに一の場所とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれを一の場所とする。

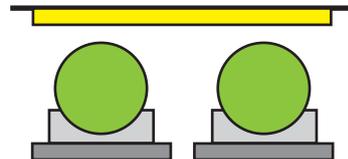
- (ア) 同一のタンク室内に設置されている場合（第1-7図）
- (イ) 同一の基礎上に設置されている場合（第1-8図）
- (ウ) 同一のふたで覆われている場合（第1-9図）



第1-7図



第1-8図

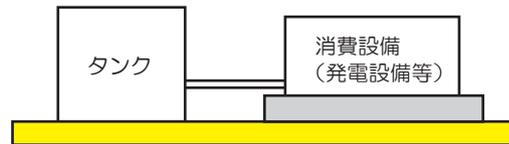
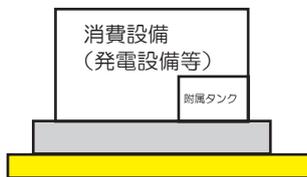


第1-9図

エ 貯蔵と取扱いが同一工程の場合

工程ごとに一の場所とすることができる（第1-10図）。

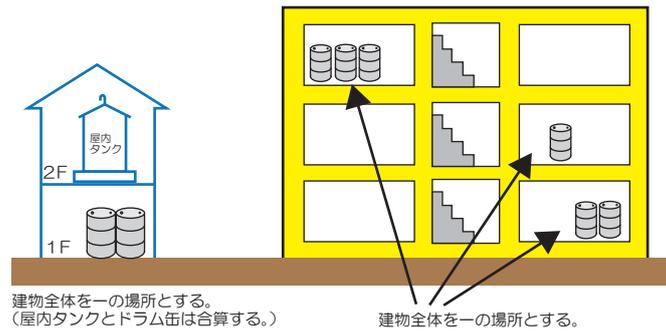
タンクと消費設備を合わせて一の場所とすることができる。



第1-10図

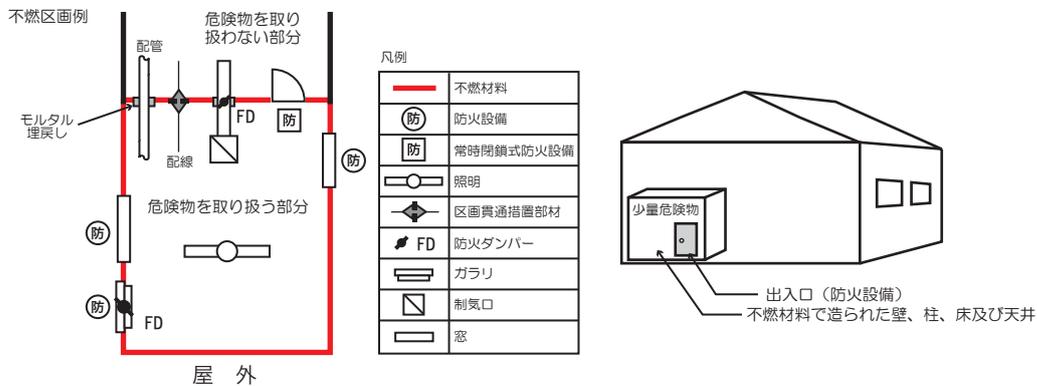
(2) 屋内の場合

原則として建築物ごとに一の場所とする（第1-11図）。ただし、次のいずれかに該当する場合は、建築物のそれぞれの場所を一の場所とすることができる。



第1-11図

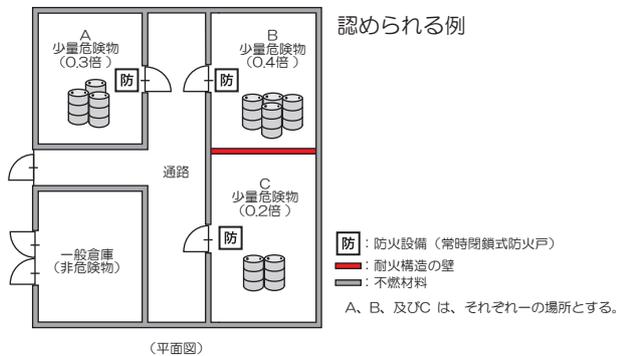
ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクト等を除く）を有しない不燃材料の壁、柱、床及び天井で他の部分（危険物を貯蔵し、又は取扱いがない部分）と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）（第1-12図）。



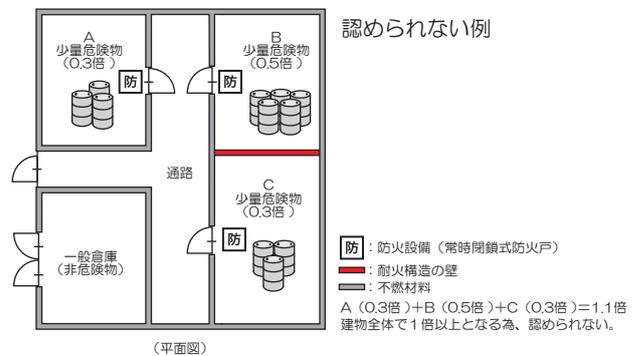
第1-12図

なお、不燃区画例による少量危険物施設を同一建築物内において複数設置する場合、相互に隣接して設けることは出来ないものであること。ただし、相互の隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りではない（第1-13図）。

また、不燃区画例にて、少量危険物施設を複数設置する場合の指定数量の倍数の合計は、原則、1倍未満とすること（第1-14図）。ただし、合理的な理由があり、防火上必要な措置を講じた場合はこの限りではない。



第1-13図

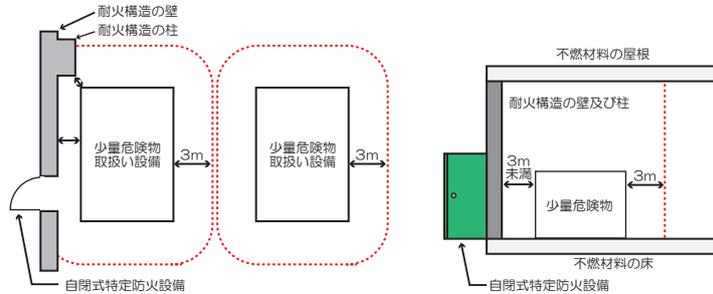


第1-14図

イ 危険物を取り扱う設備で、当該設備の周囲に3m以上の空地が確保されている場所（以下「空地例」という。）

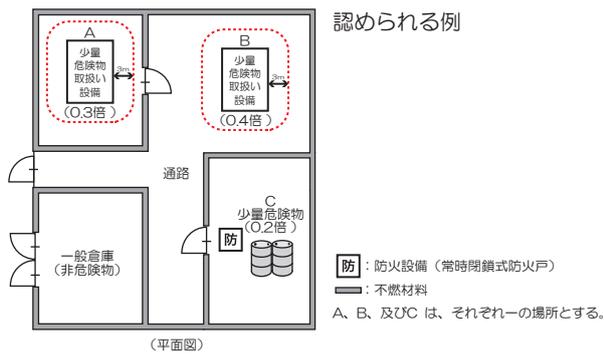
なお、当該設備から3m未満となる建築物の壁（随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備が設けられている出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の空地が確保されていること。

空地例における少量危険物施設を複数設ける場合、空地を相互に重複することはできないものとする（第1-15図）。

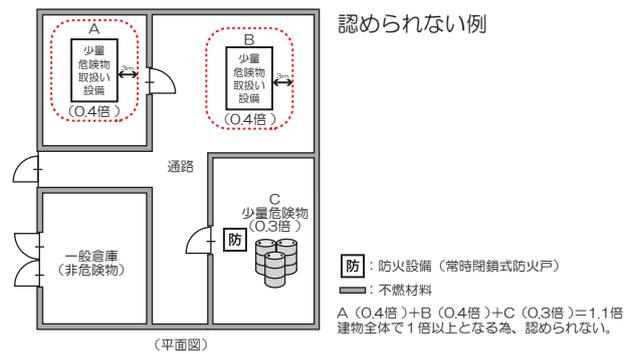


第1-15図

同一建築物内に少量危険物施設を不燃区画例及び空地例にて複数設置した場合、当該建築物の指定数量の倍数の合計は、原則、1倍未満とする（第1-16図、第1-17図）。ただし、合理的な理由があり、防火上必要な措置を講じた場合はこの限りではない。



第1-16図

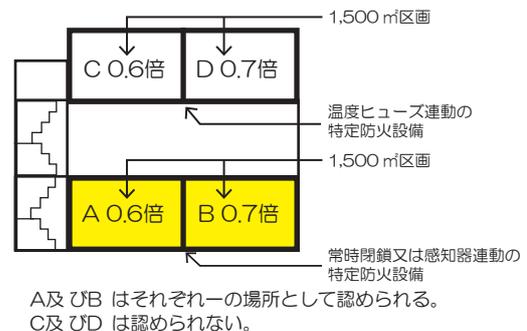
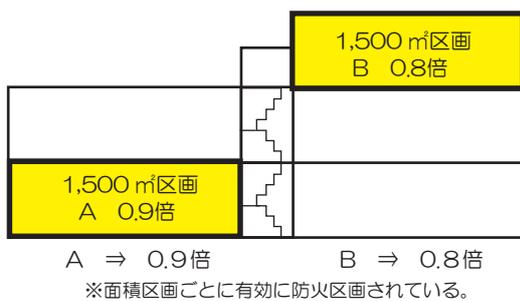


第1-17図

ウ 特殊な場合

- (ア) 大学、研究所その他これらに類する施設内の実験室及び病院で、不燃区画された場所。
- (イ) 大規模防火対象物で、建基令第112条第1項の防火区画（面積区画）がされた場所。ただし、面積区画が連続する場合、当該区画に設ける自動閉鎖の特定防火設備が温度ヒューズ連動のものは認められない（第1-18図）。

それぞれ別の少量危険物貯蔵取扱所として認められる場合



第1-18図

(3) 屋上の場合

危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備が次のすべてを満たす場合は、それぞれを一の場所として認められる。

ア 危険物を取り扱う設備は、発電設備、ボイラー等危険物を消費する設備（以下「消費設備」という。付随する燃料タンク又は別置タンク含む。）であること。

イ 消費設備はキュービクル式とし、周囲に高さ15cm以上の油流出止めを設けるかキュービクルの外箱を防油堤構造のものとする。

ウ 消費設備の内部には危険物を取り扱うための必要な採光及び換気設備を設けること。

エ 消費設備に付随するタンクは、複数設けることができないものとする（附属の燃料タンク又は別置の燃料タンクのいずれかの設置とすること。）。

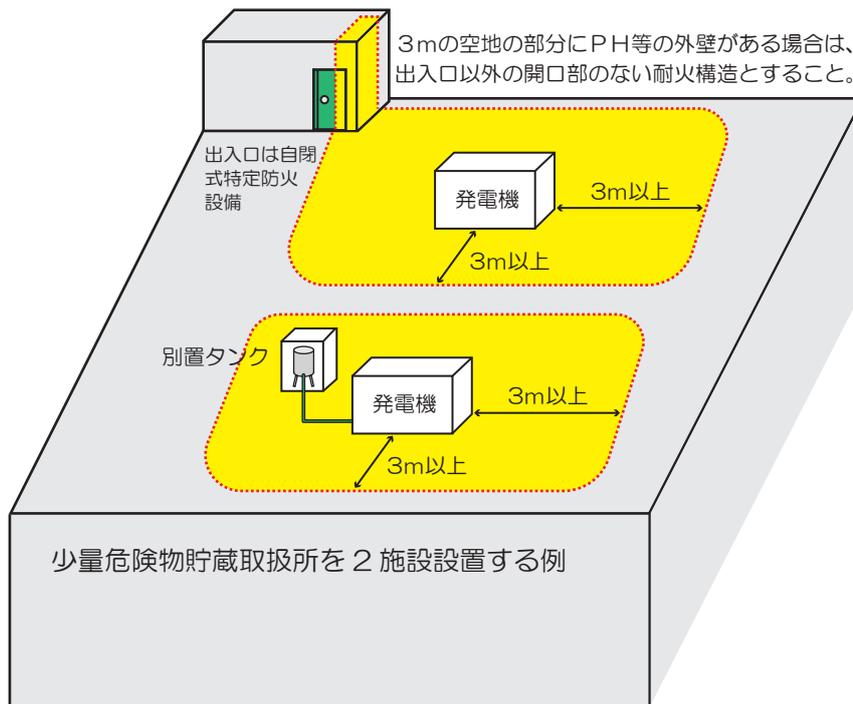
オ 消費設備の危険物の取扱い量と燃料タンクの貯蔵量の大なる方が指定数量の5分の1以上となる場合は、消費設備と燃料タンクを合わせて一の少量危険物貯蔵取扱所に該当する。

カ 別置の燃料タンクはキュービクル式のタンクとし、外箱は条例第43条の2第1号から第5号（第5号に掲げる照明を除く。）の例による。

キ 消費設備の周囲に3m以上の空地を保有する必要がある（第1-19図）。

ク 消費設備は相互に空地を重複することはできないものである（第1-19図）。

ケ 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点40℃以上の第四類の危険物に限られるものである。



第1-19図

(4) 移動タンクの場合

一の車両に固定する移動タンクとする。

2 一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例による。

(1) 貯蔵の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱いの場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、算定方法は次に掲げる危険物の取扱い形態等の区分によることとし、複数の取扱い形態等を有する場合は合算すること。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、非常用発電設備については、24時間運転時の消費量によることを原則とするが、当該発電設備が設置される事業所等の用途、貯蔵量（他許可施設等を含む。）等を総合的に判断して算定することができる。

例1 関係者からの資料提出により運転時間が24時間以下であることが確認できる場合
（ポンプ場等）

例2 リミットスイッチ等により運転時間を制限している場合

(3) 貯蔵と取扱いとが同一工程の場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大なる数量とする。

（例：発電設備と当該発電設備用の燃料タンクが同一工程の場合、タンク容量よりも消費量が大なる場合は、消費量で規制する。）

(4) 貯蔵と取扱いとが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

3 動植物油類の適用除外

動植物油類（危政令の技術上の基準の例によりタンクに貯蔵保管されているもの及び運搬容器に収納され、貯蔵保管されているものを除く（危規則第1条の3第7項））についての適用除外規定である。

なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制として取り扱うこととする。

